

掲示板の運用基準とプロバイダの情報 開示について

web110.com

吉川誠司

削除ガイドラインについて

- ◆ どのような削除依頼であれ公開させていただきます
- ◆ 郵送や電話、メールなどでの削除依頼は受けません



公開することにより被害が増す危険性も配慮すべき

削除ガイドラインについて

- ◆削除しないことを批判するのはご遠慮ください
- ◆削除するかどうかは削除人個々の判断です。
- ◆ルールを守っていない依頼は削除されないことがあります
- ◆2chとの訴訟・告訴を準備中または係争中の場合、証拠保全のために管理人裁定以外の削除は行われません



強気すぎるローカルルール

記事の掲載を中止しても証拠の保全は可能では？

相談実例

実は私の軽率な行動で、某掲示板に会社の就業中に会社のパソコンを利用し、書き込みをしてしまいました。
その書き込み内容は、社内メ - ルの内容をコピー - したものを貼り付けたのですが、私の不注意からそのメ - ルのヘッダ - までも、コピー - して貼り付けてしまいました。

そのヘッダ - には、

- ・ 私とそのメ - ルを送った友人の氏名
- ・ 会社の所属部署
- ・ 会社の略称があり

それがそのまま載ってしまったのです。

つづき

書き込み内容は、某百貨店の客への対応のまずさへのクレーム的内容でした。

(多少おもしろおかしく書きましたが内容は事実で、特に営業妨害をしようという意思はありませんでした。)

慌てて削除しようとしたのですが自分では削除することができず、管理人に削除依頼をかけたのですが、その掲示板の削除基準には該当しないという事で却下されました。

それどころか削除依頼をした事により、更にスレッドがエスカレートし、個人の存在の特定、また私達の名前を使った第三者からの嘘の書き込み、会社の電話番号の記載、その他数千にも及ぶ書込みがなされ続けました。

つづき

書込みを行った当日、自ら上司に報告し、会社からは懲罰として解雇を言い渡されました。

この件に関しては、自分のした事で、友人、会社に対して、多大な迷惑をかけてしまったので、深く反省し、その事を受け入れました。

その後、復帰をめざして、自分自身で求職活動等を始めたのですが、未だに、その書込みが続いており、仮に再就職できたとしても、その事が新しい勤め先に発覚したら...と考えてしまい力が入りません....

相談事例(削除基準)

「2ちゃんねる」においてひどい誹謗中傷を受けています。削除依頼を出したのですが、私が元教師(私立高校教諭)であったという理由で、削除はできないという回答がなされました。私が高校の教師を辞めたのは事実ですが、その際さまざまな憶測・予断・偏見をもって私を誹謗しています。その書き込みをみると本当に悲しく胸がつぶれるような思いです。「2ちゃんねる」というところは削除依頼をすること自体が嘲笑の対象のようで、書けば書くほどその何倍もの誹謗が書きこまれ晒し者になっていくという、なんとも暗澹たる場所です。掲示板には削除人というボランティアがいて、その人の判断では教師は「公人」だから消せないというのです。

相談実例(真偽性の判断)

某掲示板で当社に対する事実無根の中傷をされ、削除要請をしたのですが、「ああではない」「こうでもない」と結局話を大きくしただけで、逆効果になってしまいました。

投稿内容が正しいか私の言っている事が正しいかなどは、当人どうしでなければ分からないのでは無いでしょうか。

どうして投稿者はどこの誰だか分からないのに、私の言っている事に対してだけ証拠は？とか立証してくださいとか言われるのでしょうか。

これらの事例の問題点

- ◆投稿者本人でさえ削除できない
- ◆削除依頼を公開することによる被害拡大
- ◆会社、公人に関係する個人情報原則削除しないという基準
- ◆なりすましによる書込みの真偽性を確認しないまま放置

書くのは易く、消すのは難し

削除ガイドラインについて

◆削除対象投稿者のIP・ホスト情報については、警察や裁判所からの要請などでないかぎりお教えしません



削除依頼者のIPは公開される

削除依頼時は実名や所属組織、メールアドレスが必要

プロバイダの情報開示基準

津市の山中で5日、インターネットで知り合った男女3人が乗用車内で練炭を燃やし集団自殺



通報があり、県警で発信元を調べようとしたところ、プロバイダーが令状を要求。ところが、事件捜査ではないため令状が取れず、県警では「最寄りの警察署などに相談を」と書き込んだ。その後の返答はなく発信元の特定を見送っている。